

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－２ 業務の適切性 Ⅲ－２－８ 他の事業者の提供するサービスとの連携 Ⅲ－２－８－１ 主な着眼点 （１）略 （２）セキュリティの確保 [①～② 略] ③ リスク評価を踏まえ、連携先と協力し、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。 例えば、連携サービスとの連携に際し、金融サービス仲介業者の利用者に対して公的個人認証その他の方法により実効的な本人確認を行うなど、適切かつ有効な不正防止策を講じているか。 また、金融サービス仲介業者と連携してサービスを提供している金融機関において、<u>各金融機関向け監督指針に記載している対策（フィッシング詐欺対策やフィッシング耐性のある多要素認証等）（注）をはじめとする十分なセキュリティ対策を実施していることを確認しているか。</u> <u>サービスの内容を踏まえ顧客保護の観点から、金融サービス仲介業者での対策が有効と考えられる場合、各金融機関向け監督指針に記載している対策（フィッシング詐欺対策やフィッシング耐性のある多要素認証等）（注）をはじめとする十分なセキュリティ対策を実施しているか。</u>	Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－２ 業務の適切性 Ⅲ－２－８ 他の事業者の提供するサービスとの連携 Ⅲ－２－８－１ 主な着眼点 （１）略 （２）セキュリティの確保 [①～② 略] ③ リスク評価を踏まえ、連携先と協力し、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。 例えば、連携サービスとの連携に際し、金融サービス仲介業者の利用者に対して公的個人認証その他の方法により実効的な本人確認を行うなど、適切かつ有効な不正防止策を講じているか。 また、金融サービス仲介業者と連携してサービスを提供している金融機関において、<u>例えば固定式の ID・パスワードによる本人認証に加えてハードウェアトークンやソフトウェアトークンによる可変式パスワードを用いる方法、公的個人認証等の電子証明書を用いる方法が導入されているなど、実効的な多要素認証等の認証方式が導入されていることを確認しているか。</u>

改正案	現行
(注)「各金融機関向け監督指針に記載している対策」とは以下。 <u>イ. 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－８－２（２）等</u> <u>ロ. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－３－５－２（２）等</u> <u>ハ. 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－８－２－２（２）等</u> <u>ニ. 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－３－１３－２－２－２（２）等</u> <u>ホ. 貸金業者向けの総合的な監督指針Ⅱ－２－４－２（１）②等</u> [④～ 略]	[④～ 略]